

自治区運営組織見直し 素案概要説明会

令和8年8月22日 開催

藤宮自治区 運営組織見直し検討委員会

運営組織見直し検討委員会 設立の経緯と動向

- 新規造成による宅地開発が進行し自治区の世帯数増加
- 若い世帯が増えてくる一方、高齢化世帯数も加速的に増加
- これまでの自治区運営では困難極まりない

新たな課題への対応要求が増加



令和6年度

運営組織見直し検討委員会 立上げ

自治区役員5名 一般区民5名 計10名で構成

令和7年度

運営組織見直し素案の骨子を立案

令和7年度

自治区委員会において継続的な説明と意見交換を実施し

～令和8年度

理解いただいたことから区民への説明会を開催

運営組織改編（案）についての審議検討状況

○自治区運営見直しの背景について

令和7年11月の第8回委員会にて説明実施後、各組より回覧にて多くのご意見等をいただきました。令和8年5月の委員会にて再度審議説明を実施。

○運営組織見直しに対する意見・提案への回答について

令和7年12月の第9回委員会及び令和8年2月の第11回委員会にていただいたご意見、提案への見解回答報告を実施。（集約一覧提示）

○ブロック代表制の概念と組長役務の明確化について

令和8年1月の第10回委員会にて説明実施。令和8年6月の委員会にて再度審議説明を実施。令和8年7月の委員会にて全体を通した意見交換等を実施。

⇒委員会において理解いただいたことから、本日も区民説明会開催

自治区運営組織見直しの背景

1. 組内の高齢化が顕著となりつつある中、組によっては数年後に後期高齢者の割合が非常に高くなることで、組長・副組長の役務を充分に行う事が困難となる組が増加すると想定。

⇒ 後期高齢者に配慮した組長・副組長の役務変更やその補完組織の新設が必要と考える

2. 自治区内の組数が30組を超えるような現状から、委員会開催等に役員を含め70名以上が参加しており、委員会開催が収容能力的に限界を迎えている。

⇒ 現在の方式での委員会開催は、将来的に不可能となること
が想定される

3. 自治区役員選出に際して苦慮を重ねており、人材の確保が乏しい

⇒ 一部の役員経験者など限られた住民での運営には限界があり
何らかの規約を策定し人材の確保を行っていく必要がある

豊田市内の自治区運営状況

■ 豊田市には298の自治区がある。

○豊田市中心部に位置する自治区

(一区自治区・深田山自治区など多くが導入)

○豊田市中心部に近く、数百世帯～数千世帯規模の自治区

(挙母地区をはじめ、多くの地区で導入。

藤岡南地区の西中山自治区・深見自治区も導入)

○豊田市山間部における大規模の自治区

(旭地区の敷島自治区などで導入)

⇒ 結果として中心市街地や居住人口の多い自治区

(数百～数千世帯規模) では、ほぼブロック制を導入している。

新しい運営組織の構築基本として ブロック代表制の導入を立案

■ 現状における組長(副組長)役務の概念 ⇒ **ブロック代表制の概念**

① 自治区を運営する上での代議員(区役員)としての役務

毎月開催される委員会へ参加し、自治区役員会で立案した案件等について、組の代表として審議と承認を行う

⇒ **ブロック委員の役務とする**

② 自治区を運営する上での企画・運営委員としての役務

自治区の年間計画におけるイベント・行事等を円滑に実施させることを目的として各部会に属し企画・運営委員として活動

⇒ **ブロック委員の役務とする**

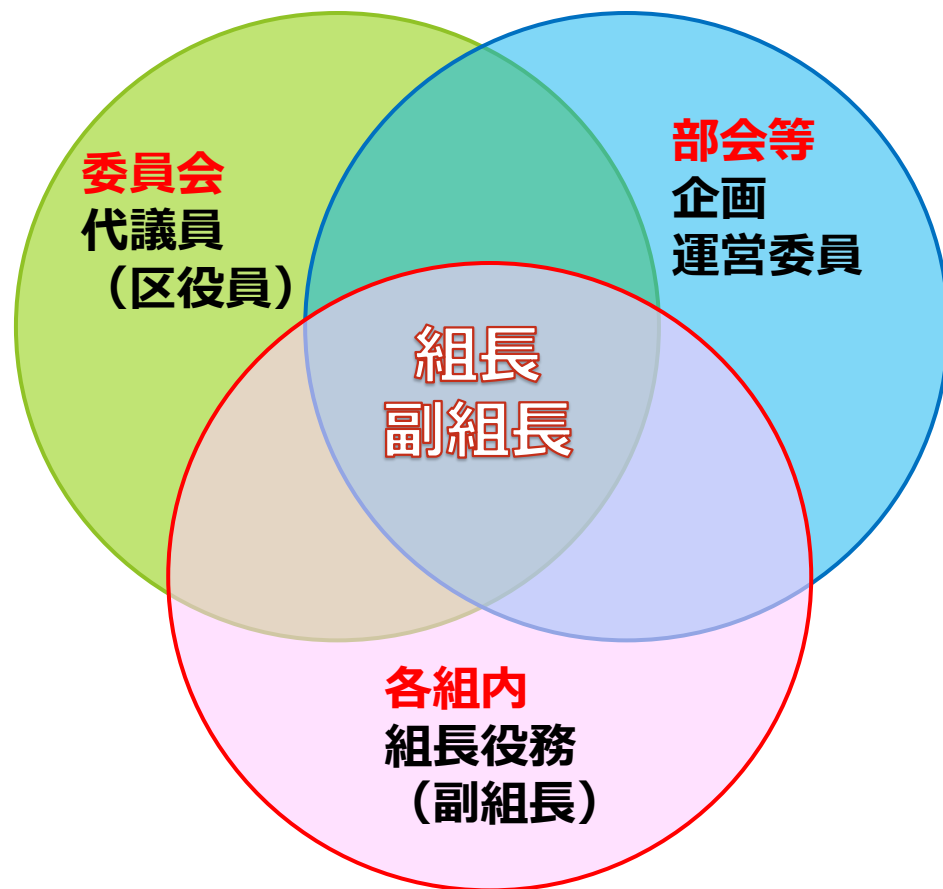
③ 各組内における組長(副組長)としての役務

各組内においては、組内住民の異動状況把握及び連絡調整、組内行事等の企画及び実施（環境美化活動・安否確認訓練等含む）、組内における意見の取りまとめや問題点の把握及び自治区への連絡取りまとめ、組内への回覧板・資料の配布等に従事

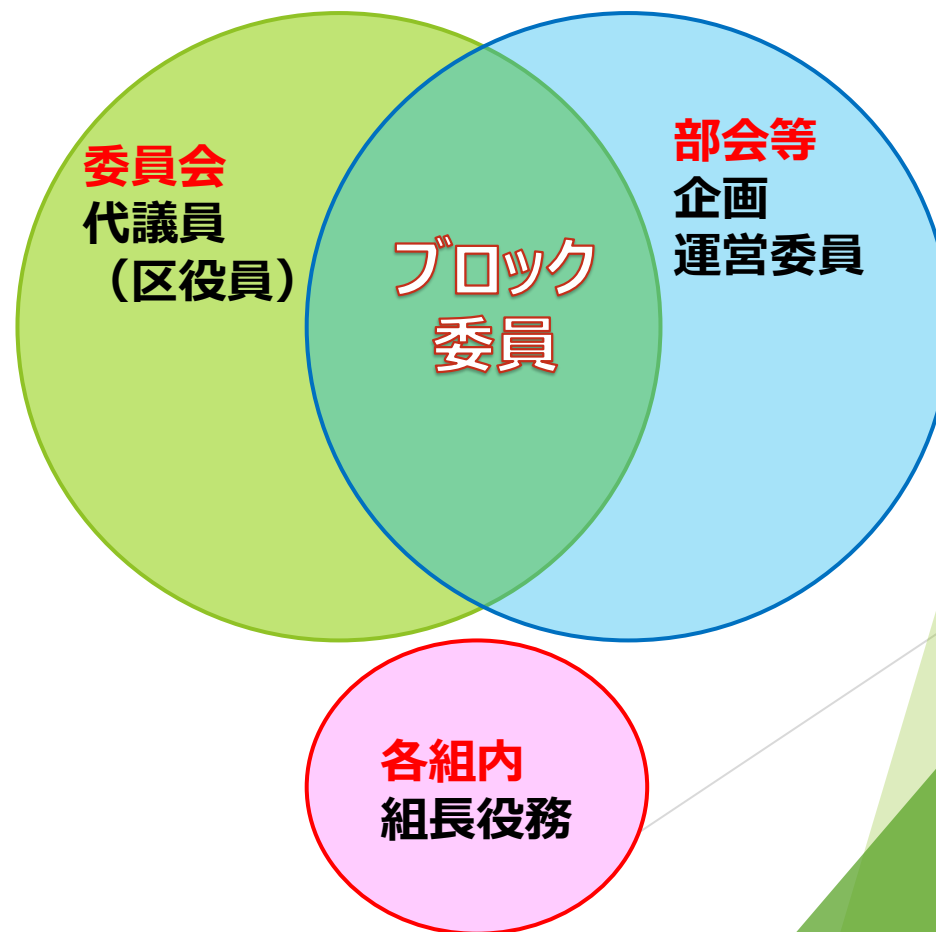
⇒ **組長の役務とする**（副組長としての役職を廃止する）

新しい運営組織の構築基本として ブロック代表制の導入を立案

■ 現状における組長・副組長 役務の概念

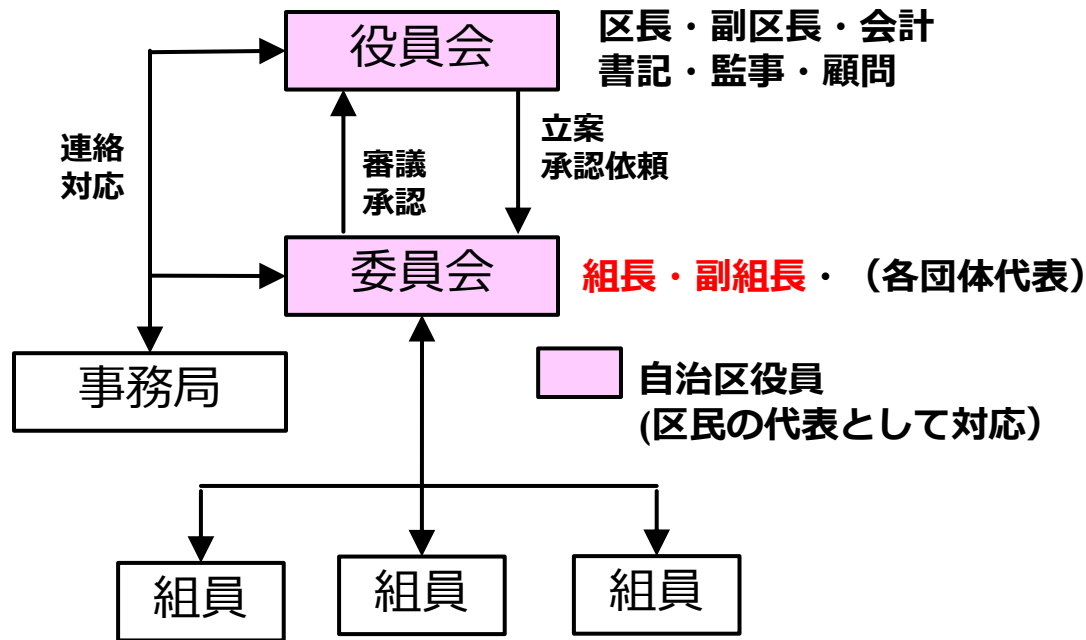


■ 組織改編における ブロック委員・組長役務の概念



新しい運営組織の構築基本として ブロック代表制の導入を立案

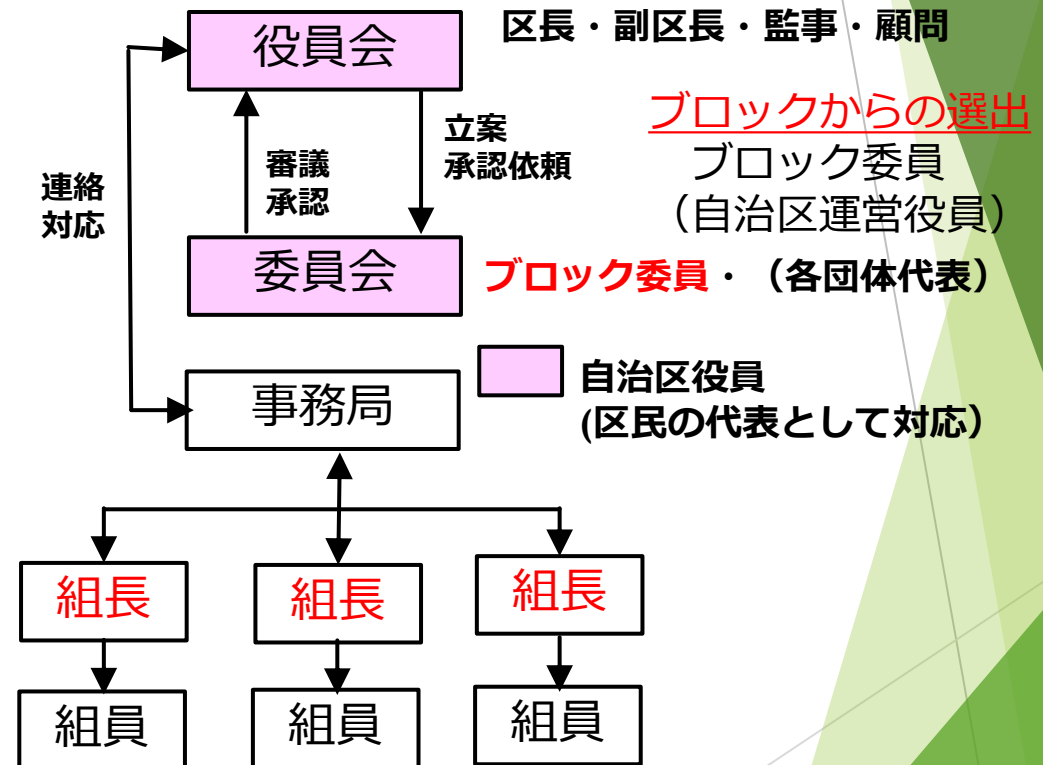
■ 現状における運営組織イメージ



組からの選出

- ①組長
- ②副組長
- ③委員（神社、サポート、他団体）
- ④自治区運営役員

■ 組織改編における運営組織イメージ



組からの選出

- ①組長
- ②次期組長
- ③委員（神社、サポート、他団体）

組長役務の明確化（従来役務との比較対応）

	項目	組長	ブロック委員
1	委員会への出席 (リモート会議等による傍聴者としての参加可能とする)	任意	○
2	委員会での審議・承認		○
3	自治区運営の部会活動 (自治区行事の運営対応含む)		○
4	組内への回覧・配布物対応	○	
5	組内の異動状況把握	○	
	・新入居者の把握と入居手引き説明		
	・組内の慶弔把握		
	・長期入院者の把握		
	・世帯転出の把握 (住民台帳管理含む)		
6	組内の要援護者把握	○	
7	組内安否確認(訓練含む)の対応	○	
8	組内における連絡調整(緊急連絡等)	○	
9	組内環境美化活動の対応	○	
10	組内における意見の集約	○	
11	組内における問題点等の把握	○	
12	自治区との連絡対応	○	
	・提出書類対応		
	・斡旋物等の集金対応		
	・組内周辺における状況変化報告 (事務局との直接連絡対応)		
13	ファミリーホールの鍵の貸出しと保管	○	
14	自治区行事に関する動員要請対応 (サマーフェスタ・防災訓練等の行事運営協力)	○	

	項目	組長	ブロック委員
15-1	環境美化活動(組内の作業) ブロック委員(環境交通防犯部会以外)は組員として参加	○	
15-2	環境美化活動(雑草・土嚢袋等の回収活動) ブロック委員(環境交通防犯部会)		○
15-3	環境美化活動(藤宮川除草活動)別日に実施 ブロック委員(環境交通防犯部会)	○	○
16-1	安否確認活動(組内) ブロック委員(総務部会以外)は組員として参加	○	
16-2	安否確認活動(状況把握対応) ブロック委員(総務部会)		○
17-1	サマーフェスタ企画 ブロック委員(地域文化部会)		○
17-2	サマーフェスタ実施スタッフ 組長・ブロック委員・サポート委員・防災部・他	○	○
18	敬老祝賀会 ブロック委員(地域文化部会)		○
19	藤岡南コミ ふれあいフェスタ(飲料販売) ブロック委員(地域文化部会)		○
20	防災訓練	○	○
21	藤岡南コミ 防災フェスタ * 動員要請人数により変更の可能性あり	○	○
22	ごみステーション管理 ブロック委員(環境交通防犯部会)		○
23	交通安全週間立哨活動 ブロック委員(環境交通防犯部会)		○
24	融雪剤管理 ブロック委員(環境交通防犯部会)		○

自治区内のブロック編成

■ ブロック編成時の検討項目

- ①各組内世帯における75歳未満である世帯数推移を調査
- ②ブロック委員数を27名とする
- ③ブロック委員 1 名当たりの対象世帯数ができる限り均衡となること
- ④出来る限り近隣の組によるブロック編成を可能とすること

藤宮自治区内 8ブロック編成(案)			
Aブロック	Bブロック	Cブロック	Dブロック
委員数：3名	委員数：3名	委員数：3名	委員数：3名
上1組 上2組 上3組 上12組	上4組 上5組 上11組	上6組 上7組 上8組	上9組 上10組 (上13組)
Eブロック	Fブロック	Gブロック	Hブロック
委員数：4名	委員数：4名	委員数：3名	委員数：4名
中1組 中2組 中3組 中8組	中4組 中5組 中6組 中7組 中9組	下1組 下2組 下8組	下3組 下4組 下5組 下6組 下7組 下9組

ブロック区分について

- 2025年度の世帯数を基に、今後75歳未満である世帯数の推移から検討（緑色：20世帯以上あり 赤色：10世帯未満しかない）

組	2025年8月19日 総世帯数	世帯主年齢75歳未満世帯数																
		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
上1組	28	23	23	23	22	22	21	18	13	11	11	11	11	11	10	10	9	9
上2組	25	20	19	18	18	17	17	17	17	16	16	15	14	14	13	12	12	12
上3組	40	31	29	29	26	26	25	25	22	22	20	18	18	17	17	16	14	14
上12組	23	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	17	17	17	17
上4組	23	18	18	16	16	14	14	12	11	8	6	5	4	4	4	4	4	4
上5組	26	24	22	20	19	19	19	18	18	17	17	17	17	16	16	16	16	16
上11組	39	38	38	37	37	37	37	37	37	36	35	35	35	34	33	33	33	33
上6組	34	24	24	23	21	21	21	21	20	20	20	19	18	16	12	12	11	11
上7組	32	31	31	31	31	31	31	30	30	30	29	29	26	25	24	23	18	14
上8組	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	27	26	26	26	24	24	23	22
上9組	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	26	25	25
上10組	46	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	44	44	44	44	44
中1組	32	30	29	29	29	29	28	28	28	28	28	27	27	25	24	22	21	19
中2組	40	35	34	34	34	32	32	28	28	27	26	25	25	24	24	24	24	22
中3組	26	15	15	14	11	11	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8
中8組	31	27	27	27	26	25	24	24	23	21	21	20	20	20	20	20	19	19
中4組	40	34	32	30	29	28	27	22	21	21	19	18	12	11	9	9	8	7
中5組	23	17	16	16	15	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14	14
中6組	31	22	19	18	18	18	17	17	16	15	15	15	15	13	13	13	12	11
中7組	29	25	25	24	24	24	24	24	24	24	24	22	22	22	22	22	22	22
中9組	29	28	28	28	27	27	27	27	27	26	24	24	23	19	18	17	16	16
下1組	25	25	25	25	23	21	19	16	15	11	8	7	5	5	5	5	4	4
下2組	32	24	23	20	20	19	17	16	15	14	13	13	12	12	12	12	12	12
下8組	34	31	31	30	29	29	28	27	27	27	26	26	26	26	26	25	25	25
下3組	24	13	12	12	12	11	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	8	7
下4組	19	13	11	11	10	9	9	9	7	6	4	4	4	4	3	3	3	3
下5組	28	27	27	27	27	27	27	27	27	26	24	23	23	22	22	22	20	19
下6組	26	22	22	19	18	18	17	13	12	10	8	5	5	4	4	4	4	4
下7組	19	15	15	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14	13	12	11	11
下9組	24	22	21	21	21	20	19	16	16	15	12	12	11	10	10	9	9	8

ブロック委員選出方法

- 各ブロックにおける総世帯の中から、選出辞退世帯及び現組長・次期組長次々期組長・現サポート委員・次期サポート委員・現神社委員・次期神社委員並びに自治区他団体委員等を除いた対象世帯を抽出し、その中からブロック委員を選出することとします。

ブロック委員の任期は2年とし、毎年半数のブロック委員をグループ単位(青グループ/黄グループ)で入替選出していくこととします。

- ブロック委員選出方法基準

① 自薦（自らの立候補による選出）

⇒自薦書を提出いただき、自治区選考委員会で審議の上受理する

② 他薦（ブロック内からの推薦による選出）

⇒ブロック内組長の話合いで選出の上、本人の同意書を自治区に提出

③ 抽選（ブロック内対象世帯数の中から抽選で選出）

各ブロックの対象世帯からそれぞれの委任状を提出いただき、自治区役員選考委員会で各組長立会の基に抽選していく（委任状回収は組長役務）

ブロック委員の選出辞退を希望する世帯

- ブロック委員選出に対し辞退可能世帯の条件基準を満たした世帯、またはその他の理由でブロック委員の選出辞退を希望する世帯につきましては、選出辞退理由書に辞退理由を記入した上で、組長経由で自治区に提出いただきます。

選出辞退の可否につきましては、自治区役員選考委員会にて可否決定をします。選考結果については組長を通じて、提出された世帯へ通知いたします。

ブロック委員選出時における 辞退可能世帯の条件基準

- ①75歳以上の老々世帯（75歳未満の世帯構成員がいない世帯）
- ②要介護者が同居し、ブロック委員となる者の代わりに介護できる家族がいない世帯
- ③18歳以上の同居家族がいない、片親の子育て世帯
- ④1人世帯で、且つ、車の運転ができない世帯
- ⑤前回ブロック委員、区長、副区長、顧問、現組織での書記、会計、特別会計、監事、相談役を終了した年度より、10年経過未満の世帯
- ⑥組長担当年度より、5年経過未満の世帯
- ⑦神社委員、サポート委員担当年度より、5年経過未満の世帯
- ⑧藤岡南コミュニティ会議の諸団体委員、地域会議委員、民生児童委員、公的役員に就任している世帯
- ⑨新入居後、2年経過未満の世帯
- ⑩区長が免除することを妥当と判断した世帯

組織改編時のブロック委員選出 組織構成イメージ

■ 新組織改編時のブロック委員選出・組織構成イメージ

黄ブロック (2025年8月19日 総世帯数で算出)

Aブロック	組長	次期組長	世帯数	ブロック委員選出世帯
上1組	○	○	28	116 選出可能 総世帯 辞退可能世帯
上2組	○	○	25	
上3組	○	○	40	
上12組	○	○	23	

ブロック委員
○ ○ ○
3名

青ブロック

Bブロック	組長	次期組長	世帯数	ブロック委員選出世帯
上4組	○	○	23	88 選出可能 総世帯 辞退可能世帯
上5組	○	○	26	
上6組	○	○	39	

ブロック委員
○ ○ ○
3名

黄ブロック

Cブロック	組長	次期組長	世帯数	ブロック委員選出世帯
上6組	○	○	34	94 選出可能 総世帯 辞退可能世帯
上7組	○	○	32	
上8組	○	○	28	

ブロック委員
○ ○ ○
3名

青ブロック

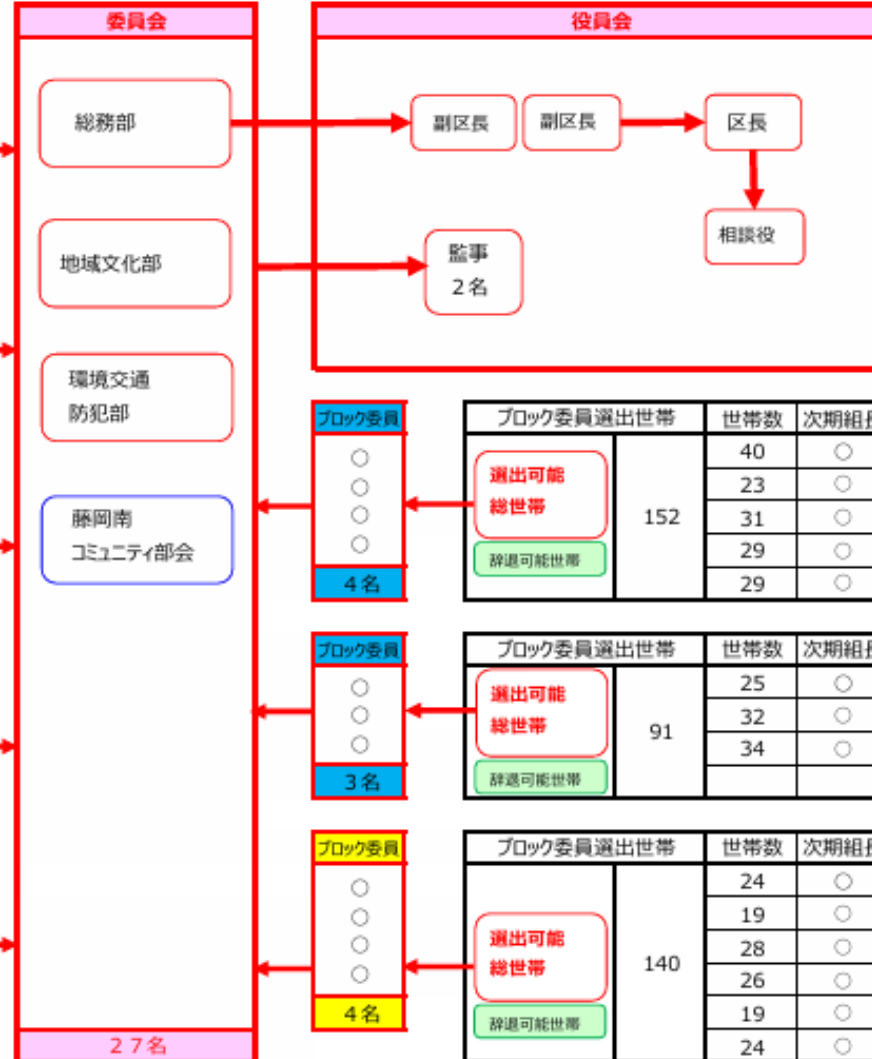
Dブロック	組長	次期組長	世帯数	ブロック委員選出世帯
上9組	○	○	28	74 選出可能 総世帯 辞退可能世帯
上10組	○	○	46	
(上13組)	○	○		

ブロック委員
○ ○ ○
3名

黄ブロック

Eブロック	組長	次期組長	世帯数	ブロック委員選出世帯
中1組	○	○	32	129 選出可能 総世帯 辞退可能世帯
中2組	○	○	40	
中3組	○	○	26	
中8組	○	○	31	

ブロック委員
○ ○ ○ ○
4名



青ブロック

ブロック委員選出世帯	世帯数	次期組長	組長	Fブロック
152 選出可能 総世帯 辞退可能世帯	40	○	○	中4組
	23	○	○	中5組
	31	○	○	中6組
	29	○	○	中7組
	29	○	○	中9組

青ブロック

ブロック委員選出世帯	世帯数	次期組長	組長	Gブロック
91 選出可能 総世帯 辞退可能世帯	25	○	○	下1組
	32	○	○	下2組
	34	○	○	下8組

黄ブロック

ブロック委員選出世帯	世帯数	次期組長	組長	Hブロック
140 選出可能 総世帯 辞退可能世帯	24	○	○	下3組
	19	○	○	下4組
	28	○	○	下5組
	26	○	○	下6組
	19	○	○	下7組
	24	○	○	下9組

今後のスケジュール

■ 運営組織改編までの計画（案）

運営組織改編に対する承認

令和9年3月（令和8年度総会）



新体制に向けた体制準備

令和9年度

- 自治区規約変更審議（委員会）
- ブロック委員・次期組長の選出



自治区規約変更最終承認

令和10年3月（令和9年度総会）



新組織体制での運営開始

令和10年4月1日